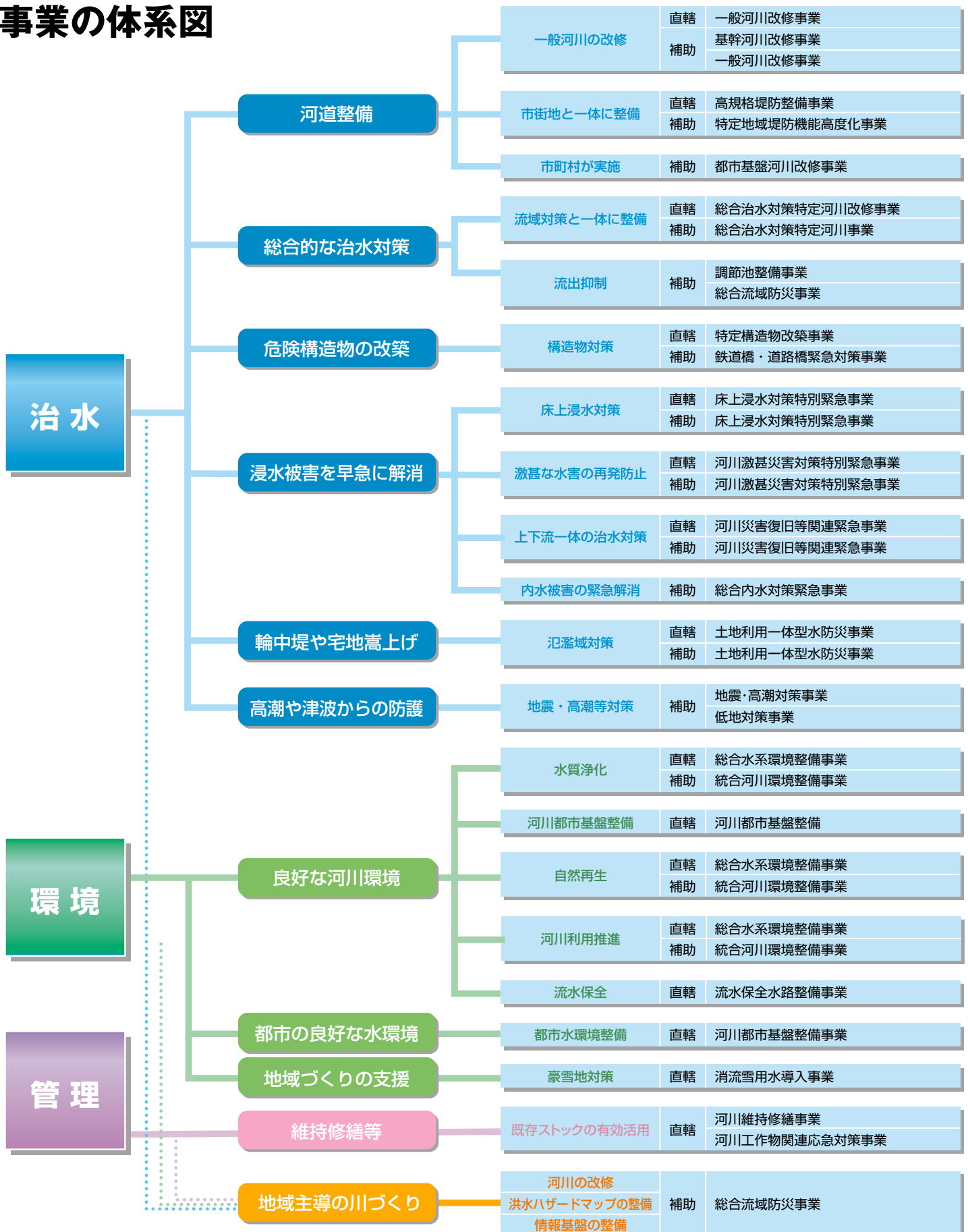


事業の体系図



一般河川の改修

直轄：一般河川改修事業

補助：基幹河川改修事業、一般河川改修事業

1 事業概要

洪水、高潮による災害の発生を防止するため、河川の改良工事を行います。

2 負担率・補助率

直轄 **一般河川改修事業**
 一級河川 2/3 (大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10)
 二級河川 8.5/10 (指定河川 北海道)

補助 **基幹河川改修事業**
 一級河川 1/2 (大規模5.5/10、北海道2/3)
 二級河川 1/2 (北海道5.5/10、沖縄9/10、離島一般1/2、奄美6/10)

3 事例

武儀川 (岐阜県)



斐伊川放水路 (島根県)



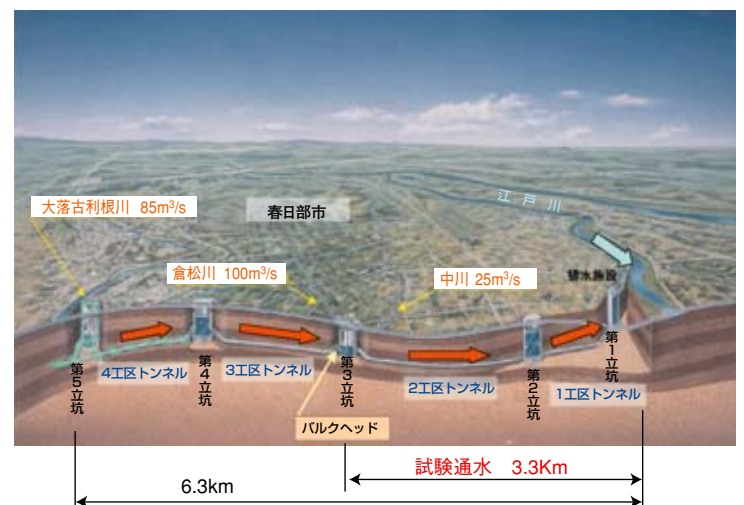
首都圏外郭放水路 (埼玉県)



導水トンネル



第3立坑



市街地と一体に整備

直轄 : 高規格堤防(スーパー堤防)整備事業
補助 : 特定地域堤防機能高度化事業

1 事業概要

高規格堤防(スーパー堤防)整備事業

人口や資産が高密度に集積した都市部を流れる河川において、後背地での市街地整備等の面的整備と一体的に幅の広い堤防をつくり、万一の越水時の耐久性に優れた堤防を整備します。利根川、江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川の万一の時の影響が大きい区間を対象に実施しています。

特定地域堤防機能高度化事業

既成市街地及び周辺地域において河川沿川の市街地再開発等のまちづくりと一体となって、特定地域堤防機能高度化計画(特殊堤の土堤化より経済的、資産が集積している等)に適合して行われる盛土事業で堤内の盛土は河川保全区域に指定することになっています。

3 事例

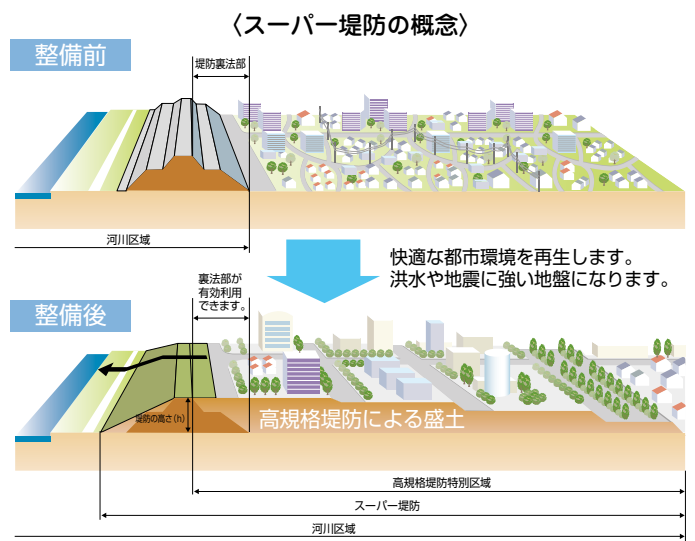
小松川地区高規格堤防の整備 荒川(東京都)



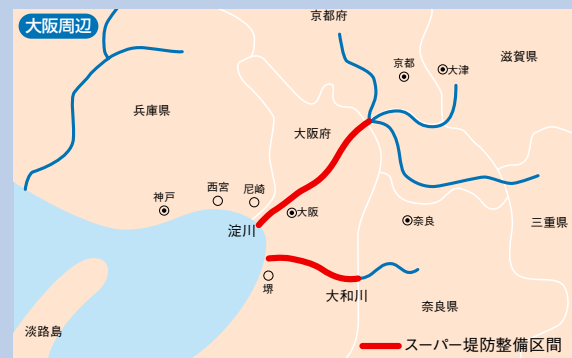
2 負担率・補助率

直轄 高規格堤防整備事業
一級河川 2/3

補助 特定地域堤防機能高度化事業
一級、二級河川 1/3



<スーパー堤防整備を実施する河川>



市町村が実施

補助：都市基盤河川改修事業

1 事業概要

都市基盤河川改修事業

東京都区部もしくは人口5万人以上の市にかかる一級河川または二級河川の改良工事で、流域面積がおおむね30km²以下と比較的小さな区間について、都市水害の増大に対処し地域行政との連携を踏まえたきめ細かい治水対策を進めるため、地域に密着した行政主体である市町が施工主体となって改良工事を実施します。

2 補助率

補助	都市基盤河川改修事業
	一級河川 1/3
	二級河川 1/3

3 事例

都市基盤河川改修事業

今井川（横浜市）



被災状況

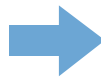


本川河道改修後

紫川（北九州市）



整備前



整備後

流域対策と一体に整備

直轄：総合治水対策特定河川改修事業

補助：総合治水対策特定河川事業

1 事業概要

都市化の進展と流域の開発に伴う河川の治水安全度の低下が著しい河川、従来から浸水被害が著しい既成市街地が大部分を占める河川について、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び災害の発生の恐れがある地域での土地利用の誘導等の措置と併せて、河川改修事業を重点的に実施します。

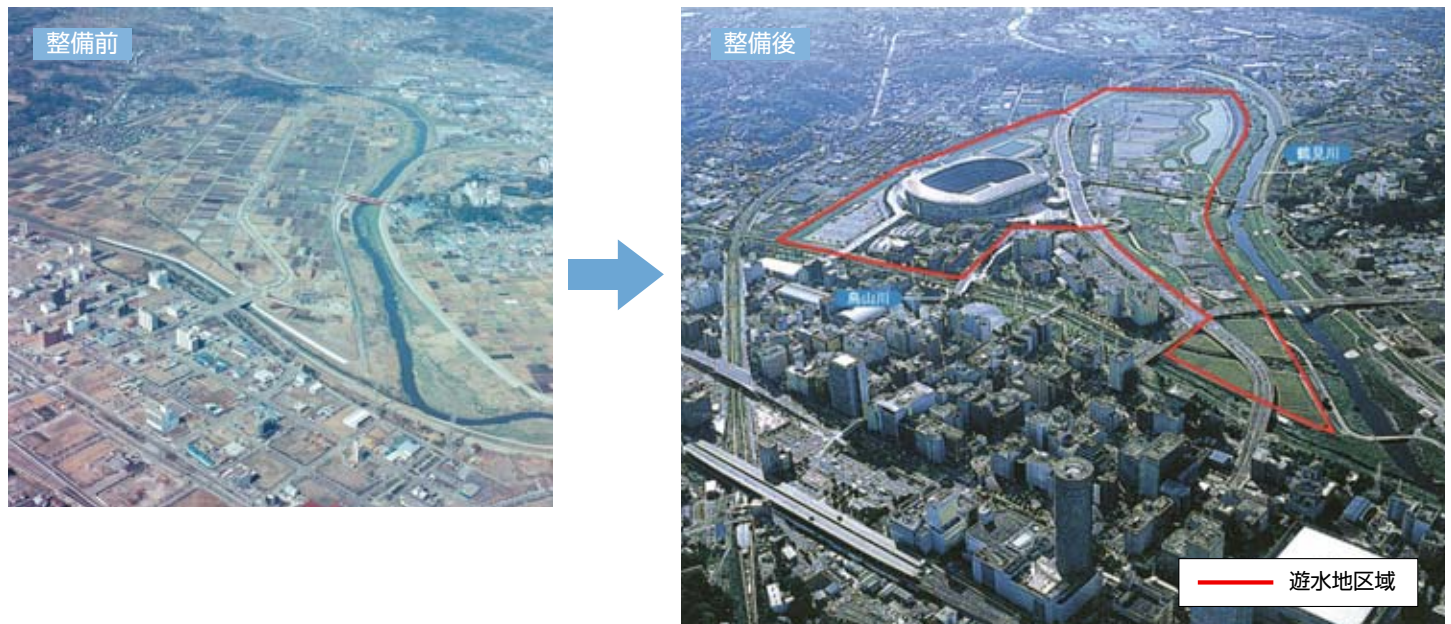
2 負担率・補助率

直轄 **総合治水対策特定河川改修事業**
 一級河川 2/3 (大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10)
 二級河川 8.5/10 (指定河川 北海道)

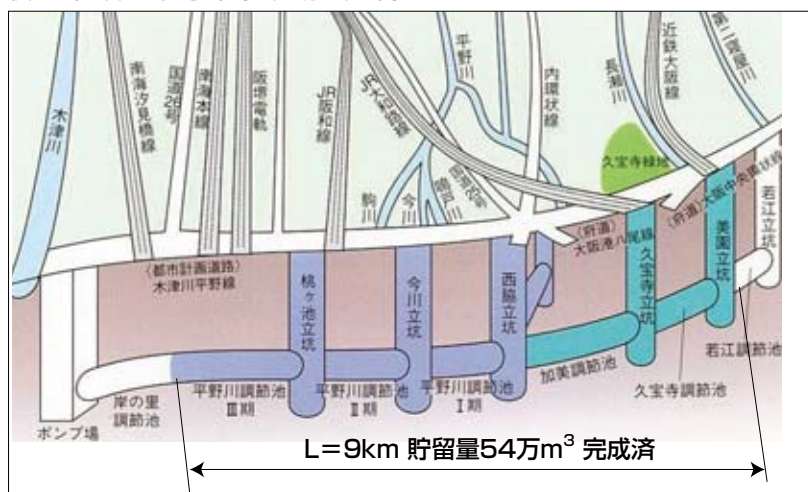
補助 **総合治水対策特定河川事業**
 一級河川 1/2 (大規模5.5/10、北海道2/3)
 二級河川 1/2

3 事例

鶴見川多目的遊水地（神奈川県横浜市）



寝屋川南部地下河川（大阪府大阪市）



流出抑制

補助：調節池整備事業、総合流域防災事業

1 事業概要

調節池整備事業

特に都市化の著しい地域における治水対策として、河川に接続していない場合であっても、治水計画に計画高水流量を低減させるために必要な調節池の整備を行います。(流域調節池事業)

流域の都市化が著しい河川の治水対策として、緑地としての機能を兼ね備えた治水計画に必要な遊水地の用地買収を行うとともに、土地の有効利用を図るため、住宅、公園、学校等の都市施設と一体となった多目的遊水地を整備します。(治水緑地事業)

開発に伴う洪水流出量の増加による水害の危険性の増大を防止し、安全で良好な住宅地供給等を支援するため、調節池を整備します。(防災調節池事業)

流域貯留浸透事業

都市化の著しい河川の流域において雨水の河川への流出を抑制するため、学校、公園等の公共施設や民間施設に雨水を貯留浸透させる機能を持たせます。

2 補助率

補助 調節池整備事業

- 流域調節池事業・治水緑地事業
 - 一級河川 1/2 (用地費 1/2)
 - 二級河川 1/2 (用地費 4/10)
- 防災調節池事業
 - 一級河川 4/10
 - (特定河川流域総合整備事業 1/3)
 - 二級河川 1/3

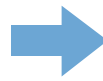
補助 総合流域防災事業 (流域貯留)

- 一級、二級河川 1/3

3 事例

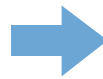
【調節池整備事業】

境川 (神奈川県)



【流域貯留浸透事業】

庄和高校 (埼玉県)



構造物対策

直轄：特定構造物改築事業

補助：鉄道橋・道路橋緊急対策事業

1 事業概要

特定構造物改築事業

老朽化が著しい水門や、著しく河積を阻害している橋梁、堰等の大規模な構造物の改築を行い、その機能回復を図ります。

鉄道橋・道路橋緊急対策事業

架橋後、相当の期間を経過した鉄道橋や道路橋の中には洪水の疎通能力が著しく不足し、かつその対策に多大な費用を要するものがあるため、このような鉄道橋や道路橋について重点的に投資を行い、緊急に改築を実施します。

2 負担率・補助率

直轄 特定構造物改築事業
 一級河川 2/3 (大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10)
 二級河川 8.5/10 (指定河川 北海道)

補助 鉄道橋・道路橋緊急対策事業
 ●基幹河川改修事業
 一級、二級河川 1/2
 ●一般河川改修事業
 一級、二級河川 4/10

3 事例

橋梁の改築



JR白川橋梁 白川（熊本県）

由良川（鳥取県）

洪水の疎通能力の低い鉄道橋の架替えを実施。



イメージ



堰の改築

大久保頭首工 雄物川（秋田県）

明治35年（1902）に築造された施設は固定堰のため流下能力が著しく不足しており、洪水時に危険となるため改築を実施。



床上浸水対策

直轄 : 床上浸水対策特別緊急事業

補助 : 床上浸水対策特別緊急事業

1 事業概要

被災後、通常生活への復帰に多大な労力を要し、経済的・身体的に大きな負担となる床上浸水が頻発している地域において、特に対策を促進する必要がある河川を対象として、概ね5ヶ年で再度災害防止を完成させるべく重点的、緊急的かつ総合的に治水対策を進めます。

2 負担率・補助率

直轄 **床上浸水対策特別緊急事業**
一級河川 2/3 (大規模7/10、北海道8/10、
北海道大規模8.5/10)

補助 **床上浸水対策特別緊急事業**
採択基準を満たす事業の補助率に準拠

3 事例

遠賀川 (福岡県) 平成15年7月



福井川 (徳島県) 平成15年7月



激甚な水害の再発防止

直轄 : 河川激甚災害対策特別緊急事業

補助 : 河川激甚災害対策特別緊急事業

1 事業概要

洪水、高潮等により激甚な被害が発生した河川について概ね5ヶ年を目途に改良事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

2 負担率・補助率

直轄 **河川激甚災害対策特別緊急事業**
 一級河川 2/3 (大規模7/10、北海道8/10、
 北海道大規模8.5/10)

補助 **河川激甚災害対策特別緊急事業**
 一級河川 5.5/10 (北海道7/10)
 二級河川 1/2 (北海道5.5/10)

3 事例

円山川（兵庫県）平成16年10月



足羽川（福井県）平成16年7月



砂鉄川（岩手県）平成14年7月



上下流一体の治水対策

直轄：河川災害復旧等関連緊急事業
補助：河川災害復旧等関連緊急事業

1 事業概要

上流部における災害復旧事業又は改良復旧事業による下流部での流量増加への対応が必要な区域について、概ね4年で緊急的かつ集中的に事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

3 事例

破堤した刈谷田川（新潟県）



河川災害復旧等関連緊急事業実施区間の一部
 信濃川と刈谷田川の合流部（新潟県）

2 負担率・補助率

直轄 河川災害復旧等関連緊急事業
 一級河川 2/3(大規模7/10)

補助 河川災害復旧等関連緊急事業
 一級河川 1/2(大規模5.5/10)
 二級河川 1/2



内水被害の緊急解消

補助：総合内水対策緊急事業

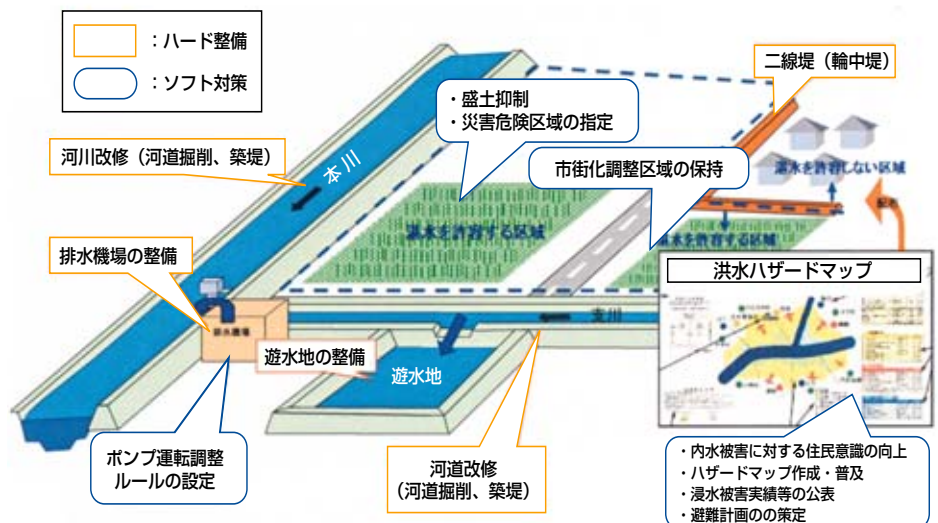
1 事業概要

人命被害や生活再建が困難となる被害が生じるおそれの高い深刻な内水被害を緊急的に軽減するため、河川管理者と地方公共団体等が共同してハード・ソフト一体となった総合内水対策計画を策定し、概ね5年間で対策を実施します。

2 補助率

補助 総合内水対策緊急事業
 一級河川 1/2(北海道2/3)
 二級河川 1/2(北海道5.5/10)

3 事例



氾濫域対策

直轄 : 土地利用一体型水防災事業

補助 : 土地利用一体型水防災事業

1 事業概要

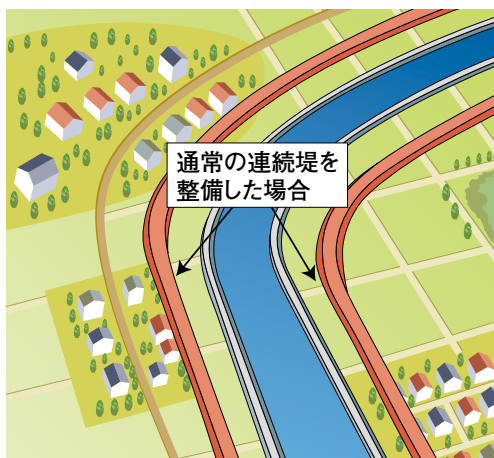
土地利用一体型水防災事業

上下流バランス等の関係から長期間河川改修の実施が困難な地域において、住宅・宅地等を洪水被害から守るために住宅地の嵩上げや輪中堤等の築堤事業を実施することで、短期間かつ経済的に家屋浸水の対策を実施します。

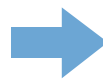
3 事例

〔土地利用一体型水防災事業〕

●イメージ



家屋の移転が必要となるなど完成までには多大な費用と期間が必要



輪中堤や宅地嵩上げを効率的に短期間で実施することにより、家屋の浸水被害を解消

北川（宮崎県）平成9年9月



地震・高潮等対策

補助：地震・高潮対策事業、低地対策事業

1 事業概要

地震・高潮対策事業

台風や地震によって発生する津波・高潮により被害を生ずるおそれのある地域について、防潮水門、防潮堤防等の整備を実施します。
(津波・高潮対策事業)

都市区域に係る河川のうち、特に耐震対策を必要とする河川について、耐震対策を実施します。(耐震対策事業)

低地対策事業

既成市街地の浸水多発地域あるいは低地地域（ゼロメートル地帯等）において、浸水被害の防止と土地の有効利用を図るため、市街地再開発事業等の他事業と一体となって堤防等を整備します。(都市河川総合整備事業)

地盤沈下の著しい地域において、内水対策等の必要な河川について、排水機場、水門の設置等の整備を行います。(地盤沈下対策事業)

3 事例

目黒川（東京都） 防潮堤防の整備



整備前



整備後

矢木沢大川（静岡県） 防潮水門の整備



整備後イメージ



矢木沢大川水門

水質浄化

直轄：総合水系環境整備事業

補助：統合河川環境整備事業

1 事業概要

汚泥の浚渫、浄化施設の整備、浄化水の導入等によって水質の改善等を行い、水環境の改善を図ります。

3 事例

網走川（北海道） 汚泥の浚渫



2 負担率・補助率

直轄 水環境整備
一級河川 1/2

補助 河川浄化
一級、二級河川
1/3 (公害防止法1/2、北海道1/3、沖縄1/2)



古ヶ崎浄化施設（江戸川）

河川都市基盤整備

直轄：河川都市基盤整備事業

1 事業概要

都市部の河川において、まちづくりと一体となって河川整備事業を行うことにより良好な水辺空間の整備を行うもの及び都市部における著しい浸水被害が発生した流域、又はそのおそれがある流域において、下水道整備と連携して実施する河川改修等を行い、良好な水辺環境の整備、都市部の浸水被害の解消等の都市における水環境の改善を図る事を目的とします。

3 事例

大和川（大阪府）



2 負担率

直轄 都市基盤整備事業
一級河川
2/3 (大規模7/10)



II 事業紹介

自然再生

直轄：総合水系環境整備事業

補助：統合河川環境整備事業

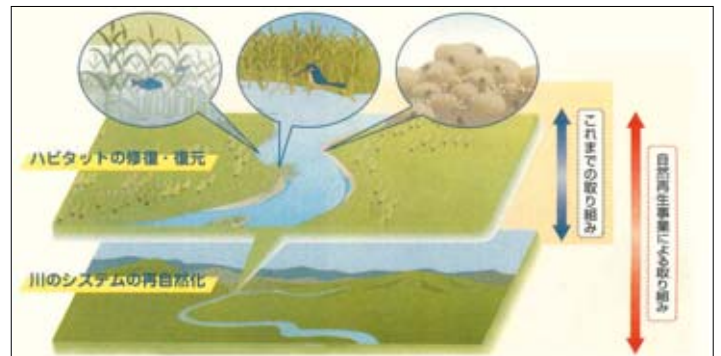
1 事業概要

自然再生事業は、治水や利水を目的とする事業の中でミティゲーションとして川の環境保全を行うものではなく、河川環境の保全を目的とし、流域の視点から「川のシステム」を再自然化する初めての河川事業です。
また、この事業は極力人間の手を入れず、自然の復元力を活かして行う事業です。

2 負担率・補助率

直轄 自然再生事業
一級河川 1/2

補助 自然再生事業
一級、二級河川 1/3(北海道1/3、沖縄1/2)



3 事例

湿地の再生

- 河床低下などにより乾燥化する湿地について冠水頻度を増加させることにより湿地環境を再生
- 上流からの土砂流入を防止し湿地環境を再生
- コンクリート化された湖岸の環境を再生

自然河川の再生

- 旧河道を活かし蛇行河川を再生
- 河畔林の再生

河口部の干潟再生

- 水制工を設置することなどにより干潟を再生



松浦川 佐賀県

河川利用推進

直轄：総合水系環境整備事業

補助：統合河川環境整備事業

1 事業概要

環境学習や癒し等の場として、親水や舟運等の河川の利用推進を図るための整備事業及び良好な河畔空間の整備のための用地取得、管理用通路、護岸等の整備を行います。

2 負担率・補助率

直轄 河川利用推進事業
一級河川 1/2

補助 河川利用推進事業
一級、二級河川
1/3(北海道1/3、沖縄1/2)

3 事例

道頓堀川（大阪市）



撥川（福岡県）



流水保全

直轄：流水保全水路整備事業

1 事業概要

都市を流れる河川で、汚れのひどい支川から有害物質を含む汚水が流れこんでいることがあります。このような状況を改善するために、流水保全水路をつくって汚水をバイパスし、本川の水質改善をはかるとともに、水質事故などがおこった際の有害物質の本川への流入を防ぎます。

3 事例

江戸川（千葉県）



●イメージ



豪雪地対策

直轄：消流雪用水導入事業

1 事業概要

治水機能の確保とあわせ、水量の豊富な河川から市街地を流れる中小河川等に消流雪用水を供給するための、導水路等の整備を行います。

3 事例

最上川（山形県）



岩木川（青森県）



既存ストックの有効活用

直轄：河川維持修繕事業、河川工作物関連応急対策事業

1 事業概要

河川維持修繕事業

河川管理施設の老朽箇所の修繕、流下断面確保のための堆積土砂の除去や、堤防の除草等を行います。

河川工作物関連応急対策事業

樋管等の河川工作物の機能が、その前後の施設に比べて劣る場合に、応急的に改良工事を実施します。

2 負担率・補助率

直轄 河川維持修繕事業
一級河川 5.5/10(北海道7/10)

直轄 河川工作物関連応急対策事業
一級河川 2/3(北海道8/10)

3 事例

【河川維持修繕事業】

吉野川（徳島県）



堤防の除草

日野川（福井県）



水門の修繕

【河川工作物関連応急対策事業】

彦山川（福岡県） 排水樋管の改良工事



地域主導の川づくり

補助：総合流域防災事業

1 事業概要

流域単位を原則として、個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業を包括的に補助する制度を創設。

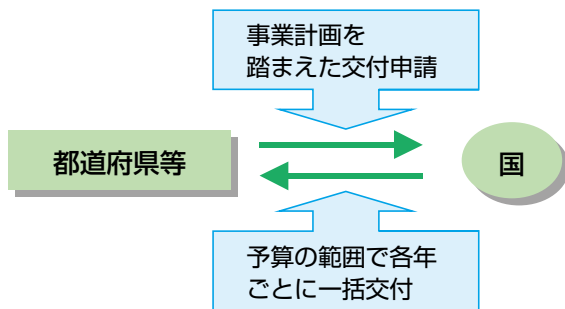
[対象事業]

	水害対策	土砂災害対策
ハード	河川改修、堤防の質的強化対策等	砂防設備・地すべり防止施設の整備等
ソフト	情報基盤整備、砂防基礎調査 浸水想定区域図・ハザードマップ調査等	

2 事業計画

都道府県等が、5年以内で実施予定の事業の箇所、事業内容等を記載した事業計画を作成。

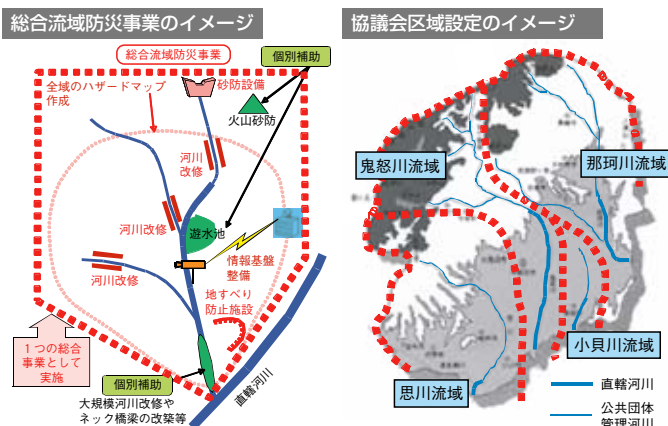
3 交付手続き



4 平成17年度国費

約730億円（特定治水施設等整備事業費等を含む）

なお、原則として流域単位に「総合流域防災協議会」を設置し、直轄事業及び都道府県施行事業の双方について情報共有・調整等を行う。



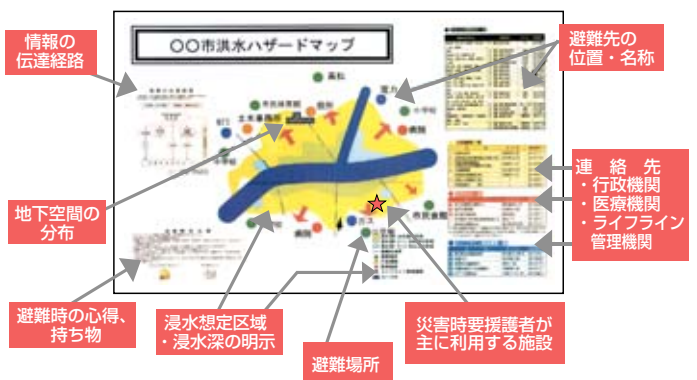
5 ハード対策の事例

【河川改修】



6 ソフト対策の事例

【洪水ハザードマップの整備】



【情報基盤整備】



各種融資・税制制度

都市治水事業融資

● 融資機関

日本政策投資銀行

● 融資対象

浸水防止施設整備事業

地下鉄・地下街等に設置する防水壁等及び特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等*1の浸水防止施設の整備事業

*1：特定都市河川浸水被害対策法に基づき、都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される雨水貯留浸透施設等に限る。



浸水防止施設の整備イメージ(止水板)



浸水防止施設の整備イメージ

良好な水辺空間を創出する建築物の整備事業

市街地における治水事業（高規格堤防整備事業、マイタウン・マイリバー整備事業等）と一体的に整備され、市街地における良好な水辺空間を創出する建築物整備事業



聖路加国際病院再開発
隅田川 東京都

浸透ます、浸透トレンチ等を設置する住宅に対する融資額の特別割増

• 融資機関

住宅金融公庫

• 融資対象

洪水対策や地下水の涵養等を目的として、地方公共団体が住宅マスタープランに定めた建築基準や対象地域等の要件に適合する住宅

河川文化交流施設整備事業融資

• 融資機関

日本政策投資銀行

• 融資対象

地方公共団体等が設立した第3セクター又は民間事業者が河川改修と一体となって整備する次のような施設を中核とする施設

- ・河川展望施設、河川等に関する資料の展示施設・体験施設、河川等に関する会議・研修等のための多機能ホール、河川等に関する研究施設、施設の利用者のためのロビー・広場・駐車場等

雨水・排水利用施設整備促進税制（所得税、法人税の特別償却）

• 対象

雑用水利用を行うための施設を設置した場合の、排水処理施設、排水処理施設と同時に設置される雨水貯留槽

雨水貯留・利用浸透整備促進税制（所得税、法人税の割増償却）

• 対象

大都市地域等においては貯水容量 300m^3 以上、特定都市河川流域においては同 100m^3 以上の雨水貯留施設を設置すること、又は $3,000\text{m}^3$ 以上の透水性を有する舗装などを行うこと^(注)

(注) 特定都市河川流域において、対策工事として設置される施設は対象外となります

雨水貯留浸透施設整備促進税制（固定資産税課税標準の特例措置）

• 対象

特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置された雨水貯留浸透施設の償却資産が対象

高規格堤防整備促進税制（不動産取得税の特例措置）**・ 対 象**

高規格堤防の整備に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示のあった日から2年以内に当該土地の上に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合

河川立体区域制度の活用による河川整備促進税制（不動産取得税の特例措置）**・ 対 象**

河川立体区域制度の活用による河川整備に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、河川立体区域の公示があった日から2年以内に当該土地の上に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合